

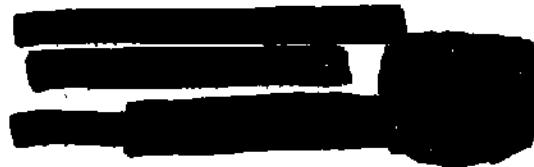
様式第12号（第16条関係）

弁明書

平成15年2月18日

静岡県知事 石川 嘉延 様

弁明者



行政手続法第29条第1項の規定により、次の通り弁明します。

弁明の件名	熱海市伊豆山字嶽ヶ 字水立[REDACTED]における開発行為に係る都市計画 法第81条第1項に基づく措置命令。
弁明の機会の付与に 係る不利益処分の原 因となる事実その他 当該事案の内容につ いての弁明	措置命令対象地における道路の整備等の造成類似行為は、風 致許可区域内における土砂の搬出のためであり、10トンダン プ通行のため緩い勾配と強固な路盤整備を行いました。平坦な 地面につきましては斜面水の緩和のためであり、開発行為にと らえられたのは、開発許可済みの第1工区の完了検査に向けて の工事費捻出の為の融資における担保用地の条件として地目の 宅地への変更があったことと、マンション予定地の看板がある ためと思われます。従って、開発行為ととらえられるような造 成は中止し、建築行為は行いません。 当該地区の区域外への土砂の流出は現在おこっておらず、防 止計画については指導のもとに当該措置を行います。
添付する証拠書類又 は証拠物	有りません。

